

新潟市民病院電子契約実施要綱

新潟市民病院が行う電子契約については、新潟市病院事業管理者が別に定めるもののほか、新潟市電子契約実施要綱（令和6年10月1日制定。以下「市要綱」という。）の例による。この場合において、市要綱第2条、第3条、第5条第1項、第7条第2項及び第9条第1項第3号中「本市」とあるのは「新潟市民病院」と、別記様式第1号の1及び別記様式第1号の2中「新潟市長」とあるのは「新潟市病院事業管理者」と、「新潟市」とあるのは「新潟市民病院」と読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、令和7年1月1日から施行する。